

筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&A

NO.	分類	質問	回答
1	介護（予防）給付との併用	居宅療養管理指導や福祉用具等を介護予防サービスとして利用したい場合は、総合事業が利用できるか。	要支援認定を受けている者については、介護予防サービスも総合事業と併せて利用可能です。ただし、事業対象者の場合、総合事業以外のサービスは利用不可となるため、介護認定の案内をお願いします。
2	基準緩和サービス（訪問A）	生活援助のみを利用する人は訪問型サービスAを利用しなければいけないのか？	現在の所、訪問型サービスAはモデル的に導入する段階であり、受け入れ人数に限りがあるため、基本的には、生活援助のみを利用する人でも現行相当の訪問介護サービスを利用して頂くことになります。今後、訪問型サービスAの提供体制が整った際には、主に生活援助のみを利用する人が訪問型サービスAを利用することになります。
3	基準緩和サービス（訪問A）	訪問型サービスAを実施するとされているが、現行相当の訪問介護サービス事業所に対して筑紫野市市主体で「あなたの事業所はA型に移行してください」となるのか。それともまったく新しい事業所を作る予定なのか知りたい。	開始当初は、試験的に委託事業所にて実施する予定であり、現行相当の事業所を指定することは考えておりません。現在、訪問型サービスA（基準緩和サービス）の内容（実施方法、単価設定等）は検討段階です。今後、決定次第、周知していきたく考えています。
4	サービス利用の流れ	総合事業対象者に対しても今までと同様「介護予防サービス・支援計画書」が立案された後、サービス利用開始の流れと考えておいてよいか。	お見込みのとおりとなります。
5	介護予防ケアマネジメント	総合事業対象者が、ショートステイと通所型サービスを併せて利用する予定である場合において、ある月のみ通所型サービスのみの利用となった際は、介護予防ケアマネジメントでの請求となるのか。	総合事業（本事例においては通所型サービス）のみ利用した月は、介護予防マネジメントでの請求となり、総合事業と予防給付（本事例においてはショートステイ）を併せて利用した月は、介護予防支援での請求となります。
6	被保険者証	被保険者証については、要介護1～5、要支援1～2、事業対象者の8区分のいずれか1つの区分が記載されるのか。	お見込みの通りです。区分の記載はいずれか一つとなります。
7	市外住民の利用	筑紫野市の被保険者かつ総合事業対象者である者は、他市町村所在の現行相当の通所介護・訪問介護のサービスを利用することは可能か。また、訪問型サービスAや通所型サービスCの場合はどうか。	みなし指定が適用されている事業所（平成27年3月31日以前に開設した事業所）については平成30年3月31日までは、筑紫野市の指定を受けているとみなされるため可能です。みなし指定が適用されていない事業所については、筑紫野市の指定を受けている事業所でなければ利用できません。事前に確認してください。訪問型サービスAや通所型サービスCは市町村によって単価や実施方法が異なります。そのため、他市町村所在の事業所においてサービスを実施することはできません。
8	市外住民の利用	みなし指定が切れる平成30年度以降、筑紫野市在住の総合事業対象者が他市町村所在の現行相当の通所介護・訪問介護サービスを利用することはできるか。	利用している事業所が筑紫野市の指定を受けていれば利用できます。ただし、平成30年4月以降は、それ以前から利用している方の利用継続は認める方針ですが、新たに市外の通所介護・訪問介護サービス事業所の指定を行うかどうかは決定しておりませんので、新規の利用はできなくなる可能性があります。
9	住所地特例	利用者が他市の住宅型有料老人ホームに住所を移し、保険者が筑紫野市となっている。この場合の請求は、介護予防給付と総合事業のどちらになるか。	対象者は住所地特例者になるため、施設所在地の市町村が総合事業を開始したら、総合事業のサービスを利用することとなります。施設所在地市町村が総合事業を開始するまでは、介護予防給付で請求してください。ただし、利用者の介護認定更新時に、予防給付から総合事業に移行するとしている市町村もありますのでいつから総合事業の提供となるかは、施設所在地の市町村へ確認してください。
10	住所地特例	筑紫野市に住み票をおいたまま、他市のサービス付高齢者向け住宅に居住しており、介護予防通所介護と訪問介護を利用している利用者がある。住所地特例対象者となるため住民票を移した方がよいか。	総合事業への移行前から継続して利用している方なので、事業所が筑紫野市の指定を受けていれば利用できます。ただし、現行相当のサービス以外の給付を行うことが困難です。そのため、可能であれば施設所在地市町村へ住所を移すことをお勧めします。

NO.	分類	質問	回答
1 1	サービスコード表	サービスコード表の初任の記載はどういう意味か。	介護予防訪問介護において、サービス提供責任者となる資格のうち初任者研修受講者の場合は減算となります。コード表の初任者は当該減算について規定したものです。
1 2	請求	サービスコードについては、各市町村ごとに設定するのか。また、使用している請求ソフトが対応できない場合はどうすればよいのか。	総合事業は市によって単価が異なるため、原則、市町村ごとにコード設定を行います。使用している請求ソフトが対応できない場合については、お手数ですがソフト会社にお問い合わせください。
1 3	利用料の設定	利用料は、保険者市町村と施設所在地市町村のどちらに合わせればよいのか。	総合事業の実施主体は「保険者市町村」となるため、利用者の「保険者市町村」が設定した料金となります。但し、住所地特例者については、例外的に施設所在地市町村の総合事業を利用することとされています。
1 4	地域単価	筑紫野市では地域区分の単位数単価を使用するのか。	介護予防ケアマネジメントは、10円を使用し、訪問・通所型サービスは、従来通り、地域区分の単位数単価を使用します。ただし、総合事業では、みなし指定事業所(A1及びA5を使用する事業所)については、従来通り事業所所在地における地域単価を設定しますが、みなし指定が適用されない事業所(A2及びA6コードを使用する事業所)は、筑紫野市の地域単価となりますのでご注意ください。
1 5	サービス提供回数	総合事業において、事業対象者のデイサービスの利用回数に制限はあるのか？月単位数5003単位以内であれば利用制限はないのか。	週1回の利用であれば要支援1の単位で請求、週2回の利用であれば要支援2の単位で請求としておりますが、利用回数制限はありません。週2回以上利用する場合は要支援2の単位で請求となります。ただし、適切なケアマネジメントを行い、プランに位置づける必要があります。
1 6	月途中での利用回数の変更	通所型サービスについて、当初週2回程度の利用を予定していたものの、月途中で状況が変化して、週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいのか。	週2回の利用をしていた者が、月途中で週1回の利用となった場合には、当該月は週2回の単位(要支援2の単位)を算定してください。反対に週1回利用していた者が、月途中で週2回の利用となった場合には、週1回の単位を算定することとなります。
1 7	契約書・重要事項説明書・運営規程	移行にあたり契約書・重要事項説明書・運営規程の変更が必要となっているが、現在県に提出している訪問介護(通所介護)と予防訪問介護(予防通所介護)、共通の運営規定についても変更が必要になる。その場合、筑紫野市に変更届の提出が必要になるのか。	みなし指定の事業所については、契約書、運営規定の変更に関する変更届の提出は不要とします。ただし、記載内容の確認等の希望があれば、ご提出いただいて構いません。
1 8	定款	定款の変更の必要があるか。	定款に総合事業の記載がない場合、定款の変更が必要となります。